

協 定 書

国土交通省中部地方整備局

長野県

岐阜県

静岡県

愛知県

三重県

静岡市

浜松市

名古屋市

独立行政法人水資源機構中部支社

中日本高速道路株式会社東京支社

中日本高速道路株式会社八王子支社

中日本高速道路株式会社金沢支社

中日本高速道路株式会社名古屋支社

名古屋高速道路公社

一般社団法人日本建設業連合会中部支部

災害又は事故における緊急的な応急対策及び 建設資材調達に関する包括的協定書

国土交通省中部地方整備局長（以下「甲」という。）並びに長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、静岡市長、浜松市長、名古屋市長、独立行政法人水資源機構中部支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、中日本高速道路株式会社八王子支社長、中日本高速道路株式会社金沢支社長、中日本高速道路株式会社名古屋支社長、及び名古屋高速道路公社理事長（以下これらを総称して「乙」という。）と一般社団法人日本建設業連合会中部支部長（以下「丙」という。）は、災害又は事故（そのまま放置すれば、直ちに災害につながるおそれがある場合に限る。）における緊急的な応急対策及び建設資材等の調達（以下、併せて「業務等」という。）に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は業務等の範囲において発生した、地震・大雨等の異常な自然現象による災害又は事故が発生した場合に行う業務等に必要な事項を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の範囲）

第2条 業務等の範囲は、甲又は乙が管理若しくは工事中の公共土木施設（高速道路会社、高速道路公社にあっては自社施設を含む。）（以下「所管施設等」という。）における災害又は事故発生箇所とする。

2 前項に規定する範囲外に特に必要として、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長が丙の会員に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、丙の会員はこれに応じるものとする。

（緊急的な応急対策）

第3条 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長は、所管施設等に被害が発生し、必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。

2 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に使用可能な建設資機材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）を丙に求めるものとし、丙は求めに応じて資機材及び人員に関する情報を報告するものとする。

ただし、中部地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、資機材及び人員に関する情報収集を開始するものとする。

3 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長は丙の会員へ出動要請を行った際、その内容を丙に通知するものとする。

- 4 丙の会員は、甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長からの出動要請があった場合、出来る限り速やかに所管施設等の被災状況を調査し、甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長の指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。
- 5 中部地方整備局がテックフォース活動を開始し、甲から丙の会員に出動要請があった場合、丙の会員は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。
- 6 丙は、本協定に基づく緊急的な応急対策が長期に亘り、甲の派遣要請があった場合、中部地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。
- 7 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるとともに、丙は丙の会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。
- 8 丙は、丙の会員への連絡体制及び会員が有する技術者、建設資機材等の員数について毎年、6月末までに甲及び乙に報告するものとする。
- 9 丙の会員は、緊急的な応急対策を迅速に実施できるよう、建設資機材及び必要な人員の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- 10 乙が丙と第8項及び前項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、第8項及び前項における報告先は、乙を除く。

(建設資材等の調達)

第4条 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙の会員を特定し、建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

- 2 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に建設資材等の在庫情報を丙に求めるものとし、丙は求めに応じて建設資材等の在庫情報を報告するものとする。

ただし、中部地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、建設資材等の在庫情報の収集を開始するものとする。

- 3 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長は、前項の規定により報告される建設資材等の在庫情報により、丙の会員に調達の具体的な内容を指示するものとする。
- 4 丙の会員は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所へ、調達した建設資材等を運搬するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲若しくは事務所等の長及び乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長は、丙の会員に業務等の要請をしたときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第6条 地震・大雨等の異常な自然現象による災害又は事故が、複数の県又は政令市にわたり発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）は、乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長が行う丙の会員への業務等の要請に対して、甲は秩序ある業務等の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。

この場合、乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長が第3条及び第4条の規定により行う丙の会員への要請は、甲を通じて一元的に行うものとする。なお、甲は、乙の業務等の要請を一元的に行う場合は乙及び丙に連絡するものとする。

2 前項の場合であっても、第3条第4項並びに第4条第3項及び第4項の指示については、甲若しくは事務所等の長又は関係する乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長がそれぞれ行うものとする。

(本協定の適用範囲)

第7条 本協定は、甲、乙又は乙の個別自治体と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとし、甲が第6条第1項に基づき調整を行うことができるものとする。

また、本協定は、甲若しくは事務所等又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等が締結する他団体との同じ目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第8条 甲、乙又は丙は、甲、乙、丙相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るための防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、協定締結日より令和3年3月31日までの期間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第10条 業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所等の長に係るものについては甲若しくは事務所等の長に、乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長の要請に係るものについては乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長に報告し、その処置について甲若しくは事務所等の長に係るものについては甲若しくは事務所等の長と、乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長に係るものについては乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長と協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

(附則)

- 1 本協定は締結の日から適用する。
- 2 平成26年12月15日に締結された「災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括協定書」は本協定書をもって廃止する。

令和2年 3月26日

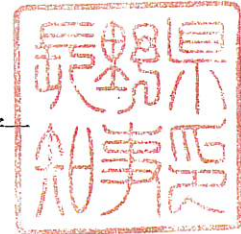
甲 国土交通省 中部地方整備局長

勢田 昌功



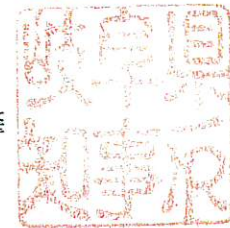
乙 長野県知事

阿部 守一



岐阜県知事

古田 肇



静岡県知事

川勝 平太



愛知県知事

大村 秀章



三 重 県 知 事

鈴木 英敬



静 岡 市 長

田辺 信宏



浜 松 市 長

鈴木 康友



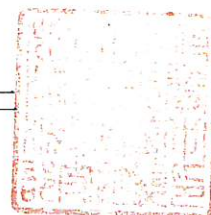
名 古 屋 市 長

河村 たかし



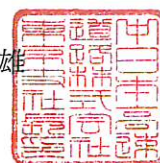
独立行政法人水資源機構 中部支社長

田中 久二



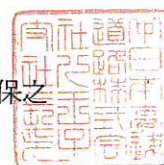
中日本高速道路株式会社 東京支社長

中井 俊雄



中日本高速道路株式会社 八王子支社長

湯川 保之



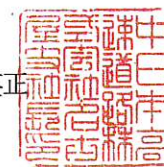
中日本高速道路株式会社 金沢支社長

久保田 修



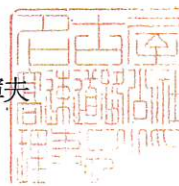
中日本高速道路株式会社 名古屋支社長

野口 英正



名古屋高速道路公社 理事長

新開 輝夫



丙 一般社団法人日本建設業連合会 中部支部
支 部 長

近藤 昭二

